

第12回 京都市域タクシー準特定地域協議会 区分別議決権一覧

	区 分	根 拠	組 織 名	出席者	議決権	議決	備考
					地域計画		
1	関係地方公共団体の長 又はそれらの指名する者	設置要綱 第4条(1)	京都府 建設交通部長	(代理) 笹井課長	全て合意		
2			京都市 都市計画局長	(代理) 平岡企画課長			
3	タクシー事業者等	設置要綱 第4条(2)	一般社団法人 京都府タクシー協会 会長	筒井会長	営業車両数の過半数 (3のみで過半数)		
4			京都地方個人タクシー協会 会長	家段会長			
5			エムケイ株式会社	前川代表取締役			
6			京都市個人タクシー事業協同組合 理事長	田中理事長			
7	労働組合等	設置要綱 第4条(3)	京都ハイタク共闘会議 議長	田中議長	区分毎の過半数 (3名中2名)		
8			全国自動車交通労働組合 京都地方連合会 執行委員長	櫻井委員長			
9			全国自動車交通労働組合総連合会 京都地方連合会 中央執行委員長	松田委員長			
10	地域住民の代表	設置要綱 第4条(4)	京都商工会議所		区分毎の過半数 (4名中3名)		
11			京都市市政協力委員連絡協議会 代表者会議 代表幹事				
12			NPO法人 コンシューマーズ京都(京都消団連) 理事長	(代理) 溝内事務局長			
13			公益社団法人 京都府視覚障害者協会 理事	中村理事			
14	学識経験者	設置要綱 第4条(6)	立命館大学 名誉教授	塚口名誉教授	14、17の過半数 ※うち17は必須		
15	京都労働局労働基準部 監督課長	設置要綱 第4条(7)	京都労働局 労働基準部 監督課長	堀課長	全て合意		
16	京都府警察本部 交通部長	設置要綱 第4条(8)	京都府警察本部 交通部長	(代理) 井上課長補佐			
17	その他協議会が 必要と認める者	設置要綱 第4条(9)	京都タクシー業務センター 代表幹事	(代理) 坂野常任幹事	合意が必須		